

相模原市農業委員会第15回会議議事録

開会日時 令和5年5月31日 午後1時35分

閉会日時 令和5年5月31日 午後2時07分

開催場所 産業会館3階 大研修室

出席委員 (印)

	青木 齊		志村 佳男		八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博		高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男		加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 天野修 濱端雄高 鈴木克彦

議事録署名人 議長

議席16番

議席17番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請について
4	議案第11号	農用地利用集積計画の決定について
5	議案第12号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第13号	令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について
7	報告第 6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
8	報告第 7号	農地所有適格法人の報告について
9	報告第 8号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
10	報告第 9号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
11	報告第10号	非農地証明書の発行について
12	報告第11号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
13	報告第12号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第15回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

本日の総会の議事録署名委員につきましては、16番菱山喜章委員、17番藤村達人委員を御指名いたします。

本日の会議の傍聴者はありません。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年4月28日から令和5年5月30日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

5月17日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、通常総会付議事項についてでございます。

また、同日、同所におきまして農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長、私、前田ほか出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問が1件、報告が5件となっております。

続きまして、市関係でございます。

4月28日、農業委員会第14回総会を行いまして、委員17名の出席をいただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

5月11日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会を行いまして、推進委員8名が出席しております。内容につきましては、タブレット型端末機の貸与についてほかでございます。

5月12日、農地利用最適化推進委員津久井地区個別報告会を行いまして、推進委員8名が出席しております。内容につきましては、本庁地区同様、タブレット型端末機の貸与についてほかでございます。

5月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他、県関係でございます。裏面を御覧ください。

5月29日、海老名市のかながわ農業アカデミー講堂におきまして、令和5年度市町村合同新規参入就農相談会が行われまして、木下推進委員、押田推進委員ほか出席しております。内容につきましては、新規参入希望者からの相談についてでございます。

説明は以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

17番（藤村委員）

最後のかながわ農業アカデミー、何人か相模原へ行きたいという人はいたんでしょうか。

事務局（濱端総括副主幹）

昨年11月は9件あったんですけども、今回は5件ということで窓口にいらっしゃ

っていました。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ほかにございますか。

17番（藤村委員）

会務報告には漏れているんですが、昨日、相模原市の有害鳥獣対策協議会の総会がありまして、予算等々の議論がありました。全員協議会で内容を詳しく説明したいと思えます。

議長（阿部会長）

それでは、有害鳥獣対策協議会、後ほど、全協で議題として出していただきたいと思います。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程2議案第9号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1003は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-1003は、緑区三ケ木に住む譲受人が、横浜市西区に住む譲渡人の所有する農地を親戚間での財産整理のため、所有権移転をするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、三ケ木の畑、2筆、204㎡です。今後の作付はミカンを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地9筆、4,447.88㎡は適切に関連されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1003については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

5月27日に高城推進委員と一緒に見てまいりました。今御覧いただいているところは傾斜地で、結構な勾配がありまして、畑といっても果樹には十分適しているなと思いました。お墓を挟んで、また上に2坪ぐらいの畑があるんですけども、そこだけの面積で、既にミカンが植わっていました。耕作者もよく存じている方ですけども、お忙しい中で、水田もかなり多くやられているので、面積は広いですけど、果樹も奥さんと一生懸命やっていますから大丈夫だと思います。問題ないと思います。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第9号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程2 議案第9号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第10号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-4及び5-1003から5-1004は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-4は、譲受人の株式会社イーカムが、譲渡人3名が所有する上九沢の農地1筆、1,890㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から2段を設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立大沢小学校の北約95mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5-1003は、譲受人が譲渡人の所有する吉野の農地、1筆、357㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は現在貸家に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、縁石高さ10cmと樹脂製仕切板で土留めをし、雨水については、雨水浸透ます及び砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。汚水については公共下水道に接続します。申請地は中央高速道相模湖インターチェンジの南西約140mです。

続きまして、收受番号5-1004は、譲受人が譲渡人の所有する青根の農地、1筆、55㎡の所有権移転を受け、敷地拡張するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は現在、申請地の隣地に自己住宅があり、前面の市道とは2m以上の段差があり、転落防止を兼ねて、現状のまま茶木の管理をし、自宅敷地とするために所有権移転を受けるものです。なお、以前から申請地は所有者の了解を得て、土地が崩壊しないよう、茶木の管理を適切に行っております。隣接する市道への被害防除につきましては、現状のまま申請地を管理し、土砂流出防止に努めます。

申請地は市立青根診療所の南西約440mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-4については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

5月23日に現地を見に行ってきました、境も確認できましたし、境界も柵をつけるだけと聞いていますので、周りの農地への影響もなしで、問題ないです。ここは20m近いケヤキの木が数十本植わっていた場所で、私の前任者の古木委員のときから問題にしていまして、前会長の八木さんが津久井の森林組合に、伐採できないか相談したような場所でした。それが思いがけなく伐採できまして、北側に優良農地があるんですけれども、そこもこのケヤキの林のために栽培は諦めていました。去年、新規就農者がそこを借りたんですけれども、ケヤキがある段階で、東半分が明らかに生育が悪い。せっかく新規就農者がやる気を出してくれているのに、これはかわいそうだなと思っていた場所なので、駐車場になるということですけど、大歓迎ですね。周りの住宅の方も日陰が全くなくなりますので、大歓迎の転用だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

收受番号5-1003については、藤野地区担当、天野明委員、お願いします。

18番（天野委員）

5月25日、加藤委員と一緒に現地確認にまいりました。現地調査と申請内容を審査した結果、この地域は都市計画区域の中の第一種住居専用地域になっていまして、周りに家が結構あるような状況ですので、農地転用の利用としては問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、收受番号5-1004については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

5月27日に加藤推進委員と現地調査へ行ってまいりました。ほとんど今の事務局の説明のとおりで、お茶の木になっていますので、何ら問題ないと思います。皆様の御審議よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第10号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第11号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1010から5-1011は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

整理番号5-1010は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は5ページを御覧ください。契約期間は3年7か月、件数は1件、1筆で、面積は862㎡です。

続きまして、整理番号5-1011は、経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。案内図は6ページを御覧ください。契約期間は3年7か月、件数は1件、1筆で、面積は1,541㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第11号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第12号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-12から5-20は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから12ページを御覧ください。案内図は7ページから9ページです。

整理番号5-12から整理番号5-20は、中間管理機構神奈川県農業会議が借入れ、農業者に貸し出すため、利用権を設定するものです。この議案は、前の総会より申請が新しくなった中間管理機構神奈川県農業会議が仲介し、農業者へ貸し出す一括方式です。件数は9件、17筆、面積は合計12,311.11㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第12号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第13号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推

進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和

5年度最適化活動の目標の設定等について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第13号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第13号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律第37条に基づき、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等を決定し、公表するものとする。令和5年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、14ページから22ページを御覧ください。

議案第13号については、既に4月開催の全員協議会及び5月開催の農地利用最適化推進委員個別報告会でお示ししている内容でございます。

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては14ページから19ページでございまして、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止、解消への取組などをまとめたものでございます。

また、令和5年度最適化活動の目標の設定等につきましては、20ページから22ページを御覧ください。昨年度から新たな表題と様式に変更となったものです。

21ページ1の最適化活動の成果目標の(1)農地の集積ですが、②の目標について、現状9.3%の集積率を今年度末までに11.1%にすることを目標として設定しております。

(2)遊休農地の発生防止・解消ですが、令和3年度の110ヘクタールの遊休農地に対して、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5分の1の面積となる22ヘクタールを設定することとなっております。

22ページの(3)新規参入の促進ですが、令和2年度から令和4年度の権利移動面積の平均となる136ヘクタールを基にした目標設定となっております。

また、2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、月6日を設定しております。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、設定回数を3回としまして、最適化活動の3つの項目について、それぞれ設定しております。一番上の項目となる新規参入の促進についての取組時期ですが、市町村別就農相談会を主催するかながわ農業アカデミーから5月に開催する旨通知があり、この相談会には、本庁管内及び津久井管内の推進委員1名ずつに御出席いただいております。

なお、この議案について、本日の総会で御決定いただいた後には、農業委員会等に関

する法律第37条に基づき、市ホームページ等に公表するとともに、県を通じて関東農政局に報告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

以前説明があった資料には、部会の開催について確認する欄があったと思いますが、相模原市は部会が開かれていませんか。

事務局（濱端総括副主幹）

相模原市は、農政運営委員会と農地あっせん委員会がありまして、部会はありませんので、資料から部会に関する表記を削除させていただいております。

17番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第13号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 報告第 6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて

日程 8 報告第 7号 農地所有適格法人の報告について

日程 9 報告第 8号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について

日程 10 報告第 9号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止に
ついて

日程 11 報告第 10号 非農地証明書の発行について

日程 12 報告第 11号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程 13 報告第 12号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤所長）

1点、補足説明させていただきます。

それでは、27ページをお開きいただけますか。日程8報告第7号農地所有適格法人の報告について補足説明させていただきたいのですが、26ページにある株式会社アグレアからの報告書の報告の対象期間を御覧いただきたいと思います。令和3年2月1日から令和4年1月31日までの活動に対する報告となっており、報告の提出については、今、1年間遅れている状況でございます。本年度報告すべき令和4年2月1日から令和5年1月31日までのものについては、現在、作成して提出するよう催促している状況でございます。その点を事前に御理解いただきたいと思います。今回の報告期間につきましては、27ページの下の上げに関する報告がございますが、この年につきましては、前年度と比較しまして売上高が73%増加しております。これに関しては、コロナ

禍の影響が落ち着いたことにより、取引先の営業が回復したことで売上げが増えたものです。主な内容につきましては、こちらの法人は、桃やブルーベリーの果樹類を主な出荷物としており、都内のレストランやあぐりんずつくいなどでの販売売上げが伸びたという報告を受けております。今年度報告分につきましては、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

事務局（天野総括副主幹）

36ページを御覧ください。

報告第9号特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について、地目が学校用地になっていますが、登記所等で登記簿を調べたところ、閉鎖した登記簿まで調べたのですが、昭和63年時点において地目が学校用地になっておりまして、それ以上の確認は取れませんでした。

議長（阿部会長）

もともとはどちらの所有だったか、そういうのは。

事務局（天野総括副主幹）

分かりません、閉鎖されていたので、その前は確認が取れませんでした。

以上です。

17番（藤村委員）

地目が学校用地だと、農業委員会と関係ないというか、もはや手を離れている案件ではないですか。

事務局（伊藤所長）

登記簿地目は学校用地となっていたわけですが、現況は農地として、この場合でいいますと、以前に所有者が市民農園として貸し出しますということだった農地です。今回、その市民農園を廃止しましたという報告になります。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますか。

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程7報告第6号から日程13報告第12号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第16回総会は、令和5年6月30日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第15回総会を終了いたします。